

○八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付要綱

制定	平成 29 年	3 月 24 日告示第	59 号
改正	平成 31 年	3 月 26 日告示第	87 号
	令和 2 年	3 月 24 日告示第	84 号
	令和 4 年	3 月 25 日告示第	55 号
	令和 5 年	3 月 27 日告示第	89 号
	令和 7 年	3 月 26 日告示第	97 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上に併せて住宅の質の向上を図るため、木造住宅の耐震改修に併せて行うリフォームに要する費用に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成 17 年八千代市規則第 43 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成 24 年八千代市告示第 88 号。以下「耐震改修費補助金交付要綱」という。）によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 木造住宅の質の向上を図るために行う当該木造住宅の増築、改築、修繕、模様替え等であつて、市長が別に定めるものをいう。
- (2) リフォーム工事 施工者が行う、耐震工事に併せて行う木造住宅のリフォームの工事をいう。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、リフォーム工事を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業に関するリフォームの内容が他の補助金等の対象となる場合は、補助事業とはならない。

(補助対象者)

第 4 条 補助金は、本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、次の各号のいずれかに該当する木造住宅を所有するもの（以下「補助対象者」とい

う。) に対して交付するものとする。

(1) 所有者自らが居住する木造住宅

(2) 所有者の 3 親等以内の親族が居住する木造住宅

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある者は、補助対象者とはならない。

3 補助対象者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係るリフォーム工事を行った施工者に委任することができる。

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費は、補助事業を遂行するために要する費用とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、前条の経費の額に 3 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は 3 0 0, 0 0 0 円のうちいずれか少ない額とする。

(交付申請書等)

第 7 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業に要する費用の見積書の写し及びその内訳書

(2) リフォーム工事の設計図

(3) その他市長が必要と認める書類

3 当該木造住宅の所有者が複数いる場合は、共有者の同意を得て、同意書を提出するものとする。

(補助の条件)

第 8 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定通知書)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

(変更承認申請書等)

第10条 第8条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市木造住宅リフォーム費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市木造住宅リフォーム費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(遅延等の報告)

第11条 第8条第4号に規定する報告は、八千代市木造住宅リフォーム費補助金事業遅延等報告書（第5号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を確認し、指示書（第6号様式）により、補助対象者に指示するものとする。

(実績報告書等)

第12条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市木造住宅リフォーム費補助金実績報告書（第7号様式）によるものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書及び領収書の写し
- (2) リフォームを行う部位ごとの工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を示す写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 第4条第3項の規定により補助金の請求及び受領を施工者に委任するときは、前項第2号及び第3号の書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前項第 1 号に掲げる領収書の写しに代えて、当該補助事業に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し

(2) 代理受領委任届出書（第 8 号様式）

4 規則第 12 条第 1 項前段の規定による報告は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の 1 月 31 日までにしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（確定通知書）

第 13 条 規則第 13 条の規定による交付すべき補助金の額の通知は、八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付額確定通知書（第 9 号様式）によるものとする。

（交付請求書）

第 14 条 規則第 15 条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付請求書（第 10 号様式）によるものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（規則附則第 4 項の適用除外）

3 規則附則第 4 項の規定は、第 8 号様式について適用しない。

附 則（平成 31 年告示第 87 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 84 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 4 年告示第 55 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の各告示の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和 5 年告示第 8 9 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 9 7 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条第 1 項）

八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所
申請者 氏名
電話番号

八千代市木造住宅リフォーム費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 事業年度 年度
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 交付申請額 円
算出基礎
- 5 経費所要額 円
- 6 補助事業の着手及び完了の予定期日
着手 年 月 日 完了 年 月 日
- 7 施工者
- 8 添付書類
 - (1) 補助事業に要する費用の見積書の写し及びその内訳書
 - (2) リフォーム工事の設計図
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 9 条）

八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付決定（却下）通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度八千代市木造住宅リフォーム費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を交付する。

交付決定額 円

条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 申請を却下する。

理由

第3号様式（第10条第1項）

八千代市木造住宅リフォーム費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

	住所
申請者	氏名
	電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市木造住宅リフォーム費補助金について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、申請します。

記

1 事業の変更（中止・廃止）の理由

2 変更内容

第4号様式（第10条第2項）

八千代市木造住宅リフォーム費補助金事業変更（中止・廃止）承認（
不承認）決定通知書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで申請のあった八千代市木造住宅リフォーム費
補助金の事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定しました
ので通知します。

記

1 承認する。

内容

2 承認しない。

理由

第5号様式（第11条第1項）

八千代市木造住宅リフォーム費補助金事業遅延等報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市
木造住宅リフォーム費補助金について、当初の計画どおり実施することが困難
となりましたので、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象住宅の所在地（地名地番）

2 報告事項

☐ 予定期間内に完了しない（完了予定日： 年 月 日）

☐ 補助事業の遂行の困難

☐ その他（ ）

3 理由

指示書

八千代市 指令第 号
年 月 日

様

八千代市長 

年 月 日付けで報告のあった八千代市木造住宅リフォーム費補助金の事業遅延等については，八千代市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により下記のとおり指示します。

記

指示内容

第7号様式（第12条第1項）

八千代市木造住宅リフォーム費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

報告者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付決定を受けた八千代市木造住宅リフォーム費補助金について、事業の実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容

2 補助事業に要した経費の総額 円

3 交付決定を受けた補助金の額 円

4 添付書類

- (1) 補助事業に係る契約書及び領収書の写し
- (2) リフォームを行う部位ごとの工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を示す写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第12条第3項）

代理受領委任届出書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

届出者 氏 名 ⑩

電話番号

私は下記の者に、 年 月 日付け八千代市 指令第 号で交付
決定を受けた八千代市木造住宅リフォーム費補助金の請求及び受領に関する
一切の権限を委任することを届け出ます。

記

委任される者

- 1 事業者の所在地
- 2 事業者名
- 3 代表者名

上記届出に基づく権限の委任を届出者から受けることに同意します。

事業者（受任者）

事業者の所在地

事業者名

代表者名

電話番号

第9号様式（第13条）

八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付額確定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった 年度八千代市木造住宅リフォーム費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第 1 0 号様式（第 1 4 条）

八千代市木造住宅リフォーム費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

請求者 住所
氏名
電話番号 ⑩

年 月 日付け八千代市 指令第 号で補助金の額の確定の通知を受けた八千代市木造住宅リフォーム費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付請求額 円
- 3 振込先

金 融 機 関	
口 座 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
（フリガナ） 口 座 名 義	